

令和元年度 第1回 宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会議事録（概要）

日 時 令和元年8月2日（金）午後2時

場 所 県庁舎 9階 第一会議室

出席委員

- | | | | |
|----------|----|----------------|------------|
| 小 貫 勅 子 | 委員 | 東北大学キャンパスデザイン室 | キャンパスデザイナー |
| 京 谷 孝 史 | 委員 | 東北大学大学院工学研究科 | 教授 |
| 小 林 正 明 | 委員 | (一社)東北経済連合会 | 専務理事 |
| 高 橋 雄一郎 | 委員 | 公認会計士 | |
| ◎玉 山 直 美 | 委員 | 弁護士 | |
| 富 田 真 | 委員 | 東北学院大学法学部 | 教授 |
| 内 藤 千香子 | 委員 | 弁護士 | |
| 山 本 琴 枝 | 委員 | 仙台商工会議所女性会 | 常任委員 |
| ○吉 田 浩 | 委員 | 東北大学大学院経済学研究科 | 教授 |

(◎は委員長, ○は副委員長)

(水野由貴委員は欠席)

1 開会

2 あいさつ

会計管理者兼出納局長（略）

3 議事

(1) 委員会の役員選任及び各部会員の指名について

(2) 委員会の運営について

○京谷委員

部会の決定をもって委員会の決定とするとありますが、委員会の決定が最終でないのは、何か経緯があるのでしょうか。部会は非公開で、非公開で決定したものが、すぐ全体の決定になってしまうのは変な感じがするのですが、理由があったら教えてください。

○契約課

個別の談合案件や苦情案件に対する対応なのですが、部会の決定としないで委員会の決定とすると、部会で決定したことを全体委員会でお諮りして決定するということになるのですが、例えば苦情等の対応については、限られた日数で諮問に対して答申をしなければならないということもあって、部会の専決ということで決定されたということでございます。

○玉山委員長

期間の制限などがあるということで部会の決定をもってという形になりますし、部会は非公開で行われる手続きになりますが、全体に関わる問題につきましては、

適宜全体会の中で経緯などの御説明，御報告をいただければと思います。

(3) 発注工事等の抽出事案の審議について

①岩沼西部地区区画整理(その1)工事

抽出事案担当委員の選定理由説明

○小林委員

抽出の視点は、隣接するというか、連続する複数工区に分かれているものの同一工事だという中で、総合評価落札方式を取っているにもかかわらず入札参加者がほとんど1者しかなく、しかも、いずれも落札率が高いものの中から選ばせていただいたということでございます。このナンバー70の案件は入札参加業者数が1者しかなくて、しかも落札率がほぼ100%の高率となっております。隣接するナンバー71、72、二つの工区も同様な状況でありまして、ちょっと不自然じゃないかなと感じました。

このように工区が隣接する同一の工事の案件については、ややもすると事業者の間で入札する工区について事前に調整がなされた疑いが生じないのかどうかというのが1点と、あわせて当該3工区の各工区の事業者名を具体的に教えていただければと思います。以上でございます。

○仙台地方振興事務所

(抽出事案説明書に基づき説明：略)

○小林委員

説明ありがとうございます。非常に豊富な経験と、技術力を持った事業者でないとなかなか入札には応じられないという御説明がありましたが、事業所数が限られるのであれば、なおのこと調整がやりやすくなるという状況も考えられます。県で、こういう工事をやれる事業者というのが例えば県内あるいはどここのエリアの中に何者ぐらい実際にあるのかというのを把握されていて、変に偏ったりバランスがとれているといった、不自然な落札状況になっているというチェックはされているのかどうか教えていただけますか。

○仙台地方振興事務所

今回発注した72番の工事の対象になり得る業者数でございますけれども、全体で103者いると認識しております。

○小林委員

103者がある中で、入札はそれぞれ1者だけということになりますか。103者もあつたら、もうちょっと複数の会社が札を入れてもいいような感じもしますが、その辺はいかがでしょう。

○仙台地方振興事務所

それは私どもも同じように思っておりまして、どのようにしたら応札してもらえるのかというのが我々の悩みです。

○山本委員

70と71が同じ業者で72が違うんですが、工期か何かが間に合わないとかそ

ういう事情があったんでしょうか。

○**仙台地方振興事務所**

その辺につきましては、我々として何かあったのかということは承知しておりません。我々としては手続きを踏んで公告し、手続きを踏んで落札者を決定しておりますが、理由についてはわかりかねます。

○**山本委員**

経験が先ほど重要だとおっしゃって、地域の特殊性というのは第一期工事第二期工事をやられた業者の方が熟知されていると思いますので、例えばそういう時になぜ応札しなかったのかというのも、103者中入札1者というところの何か原因を探る一つの糸口にもなるのかなと感じたものですから、その辺りも把握されておくべきではないかなと思いました。

○**仙台地方振興事務所**

この工事平成30年度の工事でございますが、前年度前々年度の受注状況を見ますと、確かに東花建設株式会社は前年、前々年度についても、この工区の工事をしています。その辺は推測するところではその過去の経験並びにその地区の状況というのを把握していた業者ということで、今回も応札しやすかったのかなというところはあるかと思えます。

○**高橋委員**

技術力の高い業者そういった業者が応札されて他のところも応札を控えたのではないかと推測されてますけれども、そういった難しい案件だということでは事前に分かるものなのですか。結果的に1者だったら理由としてこうだと考えたものなのですか。事前にやっぱりちょっと難しそうだなとわかるのかどうかで、もしわかれば今回参加資格の経緯というところで、103者以上で競争が確保できるから県内に本社を有する限定型としていますが、分かるのであればこの限定型としない方がよかったのではないかとということもちょっとありましたので、教えていただければと思います。

○**仙台地方振興事務所**

難しい工事といいますのは、圃場整備、区画整理工事というものがあまり一般的でないといいますか一級土木施工管理技士の試験項目にはどこにも出てこないのをごさいます。ですので、やはりその中でもやり方を間違えると後々その業者が苦労したりとか施工性が悪くなったり、仕上がりが悪くなったりするということは圃場整備を経験している業者の間では認識していることと思えます。その辺があって段取りが悪くならないと、いろいろ簡単には損失が出るようなことが起きやすい工事ですので、平たく言えば無理をする必要はないというような心理が働いているのではないかと考えております。

○**高橋委員**

限定型にしていたら1者入札の可能性というのものないわけではないですが、もうちょっと範囲を広げた方がよかったということに関してはいかがでしょうか。

○**仙台地方振興事務所**

当然広げることによって、対象となる業者の数は増えることになろうかと思いま

すが、今回は県内全域が対象になっておりますので、他県の業者を対象とすることになるかと思いますが、他の県の状況は情報がなく、こういう現場をやれる豊富な経験を持っている業者がどれくらいいるのかは、把握しておりません。

○京谷委員

資料の4ページにありますような事前調整は無かったのかという質問に対して、回答では独自に積算されていると。回答になっていない気がします。それから103者あってどうして1者なのか不思議だと思っておられるのであれば、何らかの別途それはできないのかもしれないが、やって欲しいなという気もするのですが、非常に難しい工事だから、我々が出さなかったんだというようなヒアリングをして、どうして103者あって出さなかったところに、何らかのヒアリング等していただいて、これなかなか難しい工事だからうちは控えたというのは、そういうアンサーがあったということが回答に書かれてあれば、今おっしゃった推論も我々も納得できるんですが、事前調整があったのではないかということの指摘に対して、この回答は回答とは言えないなと思っております。

○仙台地方振興事務所

はい。申し訳ありませんでした。直接業者の方に接触することはしなかったものですから、今回提出できませんでした。回答させていただいているのは、積算は応札した業者からは積算の内訳が出てくるのですが、それを見る限りは独自の積算をしています。正直、それ以外の情報が無かったものですからこれだけ書かせていただきました。事前の調整があったかどうかということにつきましては、正直にはわからないというところでございます。

○京谷委員

2点お伺いしたいのですが、一連の70番71番72番は大体2億4000万から3億のものですが、この工事のロットといいますか、大規模なものなのか、小規模なものなのか金額の規模みたいなものはこの手の工事としては、どういう感じのものなのかというのが1点と、非常に難しい工事だったのではないかというお話があるのですが、その場合予定価格の算定に難しさというのはもともと入っているのか、そういったことは関係なく形式、機械的に算定しているのか、入っているのであれば、例えばそれに対して難しい工事であれば予定価格が高くなるので、落札率は90%になるという感じになるのですが、その辺の予定価格の算定の妥当性、全体金額としてこの工事の規模感について教えていただきたいと思っております。もし非常に大きな工事であれば、例えばここが妥当かどうかわかりませんがもう少し小規模に出して発注することによって、中小業者でも取り組めるようなものが出てくる可能性があるのかということ。まず工事の規模感とそれから予定価格の難しさを反映しているものであるのかどうかについて教えてください。

○仙台地方振興事務所

それではまず規模感でございしますが、今回はは2億から3億手前ぐらいの工事費ですが、県が発注する区画整理工事金額としては少し大きめかなと思っております。ただ、最近復旧・復興関係で、大きな面積を県内でも整備をしておりますので、結構大きい金額ということが続いてきております。岩沼西部地区も復興予算が一部入った事業でございしますが、復興予算の年度が決められているところから、やはりある程度の規模をもって発注する方が工事の管理監督のしやすさと、数が多くなってしまいますと、職員の監督する人数の方も増えていきますので、そういったことも

考慮されて大体これくらいの価格になって発注していると考えていただければと思います。それから、工事費の算定に当たりまして、難しい現場というものを考慮されているかということにつきましては、当然積算する場合、土質を選定するところとか、作業効率というものをセレクトする部分がございますので、それは考慮されております。我々は適切に選択して積算していますけれども、落札する業者は現場のとらえ方によってそれをどう判断するか、そこはもう必ずしも一致するところではないということは十分考えられると思います。

○富田委員

他の委員からの質問と関連するかもしれないですが、この地域では今後数年の間にどのような形の計画と申しますか、あるいは事業化が計画されているのかということについてどうでしょうか。

○仙台地方振興事務所

岩沼西部地区につきまして今回の区画整理工事につきましては、30年度で完了しております。今後の工事としましては、いわゆる補完工事と言われてはいますが、それを行って、それと暗渠排水工事この二つの工事を今年度と来年度で行っていくわけでございます。

○富田委員

基本的に同規模の工事は今回で大体終わりということで、何年間にわたってこのような工事を続けられてきたのでしょうか。

○仙台地方振興事務所

こちらの東日本大震災の復興交付金事業と再生事業というのがあるのですけれども、早いところで平成26年ぐらいから始まってまして26年、27年、28年、29年、30年、短い所で4年、長い所で5年目を迎えるところでしてこの岩沼地区始め、近隣の名取あるいは亘理・山元の方も、おかげさまで今現在では区画整備工事の大規模工事は終了しているという状況でございます。

○富田委員

そうするとその中で今回、落札された東花建設が比較的ある意味でいうと技術力があるということも含めて、独占的にある程度この地区について事業を行ってきたという見方でよろしいでしょうか。

○仙台地方振興事務所

こちらの東花建設につきましては、今持っているデータですと28年から29年、30年、この3ヶ年で岩沼西部地区の面工事をさせていただいておまして、全部で9本区画整理工事をしております。その中で東花建設が年3本ずつ発注している中で、28年に1件、あと29年に1件、30年に2件ということで、合計4件を受注されています。

○富田委員

お手元に詳しい資料がなければ、それで結構だと思いますけれども、パーセンテージ的に言うと、従来の工事の積算の価格全体に占める割合の価格の面でいくとどの程度になるか、概算でも結構なので把握されている部分はあるのでしょうか。

○仙台地方振興事務所

確認させていただきたいんですが、3年間区画整理工事を発注しましたが、全体工事費のうち東花建設が落札したという工事の割合でしょうか。

○富田委員

件数があれば場合によっては、全体の積算の中で東花建設が落札された価格の合計額を対比して、概算で申し込むという判断ができると思います。

○仙台地方振興事務所

区画整理工事でいけば9件のうち、4件を落札しております。金額もおおむねそのくらいの割合であると思います。

○富田委員

そうだとすると先ほど他の委員からもお話があったように、将来的なことも含めて考えますと、応札したところが技術的な面から見て、他社に比べて優位に立っている部分があるからということで終わってしまうのではなくて、やはり応札しなかったところでも、できる範囲で結構だと思えるんですけども、県内である程度ほどの程度の技術力を持てるのか、規模を持っているのかそういうものをフォローしながら、最終的に決定していくというプロセスをとらないと、基本的に何か不透明なままに全部終わってしまうような印象を受けます。公共事業のあり方を含めて考えたときにも、できる範囲で結構だと思えるんですけども、応札されなかったところについても、独自にこの企業、宮城県内にある企業であれば、この手の技術力を持ってるのかなとか、そういったものを考えて調査をしながら、選択をしていく。そういう努力というのは、必要になってくるのではないかという気はします。

○玉山委員長

今回の御説明として、農地の区画整理工事の特殊性というところで御説明をいただいているかと思いますが、宮城県全体で見たときに、農地の区画整理というのは実はそれぞれの頻度の少ない工事というわけでもないのかなと。今回仙台地方振興事務所が管轄している中での工事なんですけれども、その県全体として見たときに、各地方振興事務所ごとに、その業者がここの地方は、ある業者だけで落札している傾向があるとか、それから工期が重なっていないにもかかわらず、その人的にもしかしたらできるかもしれない業者が応札をしないような事情は何か認められるとか、そこまで県全体というところで見たとときに今回の御説明いただくためにその調査、事実確認をされたかどうかというところをちょっと教えていただければと思います。

○仙台地方振興事務所

そういった調査はしておりません。震災の前、震災の時の整備工事というのはその前から比べますとかなり発注ロットが大きくなりました。そういった場合には、通常農地整備事業とかああいふ場合の工事の応札者は、大体土木事務所管内にいる業者あるいは周辺のあまり遠くないところの業者が応札するケースが多かったと思うんですが、金額が大きくなったときに、技術者が不足していたということもあると思うんですが、それ以前に比べると遠くの業者も入札してきたという傾向はあります。震災の時は金額だけでなくいろんな事情を考慮して、いろんな経費をを適切に積み上げて応札しやすい状況になって遠くの業者も応札してきた。積算の仕方が元に戻った場合には、近くの業者の方が当然有利というのはあるのかなと思います。

す。

②給分浜復興道路工事外CM業務委託

抽出事案担当委員の選定理由説明

○小林委員

今委員長から御紹介いただきましたとおり、ナンバー148の給分浜復興道路工事コンストラクションマネジメント業務を選ばせていただきました。選定理由は、リストの中で比較的予定価格が高い業務でありながら、いずれも入札参加者が1者しかなくて、しかも落札率は100%と、入札者が複数あるほかの案件に比べて、際立って入札率が高くなっているからです。この148のほかにナンバー128、132、133、145の案件でも同様の状況になっておりまして、しかも全部で5件のうち3件が予定価格と同じ同額で落札されているというのはちょっとどうなのか、不自然ではないかと思っていました。先ほどの案件と似たような視点になりますが、こういった業務の中で入札する業者間で事前の調整が疑われなかったのかどうかというところと、ほかの案件を見てもわかるように、入札の事業者の数が増えれば落札率が下がる傾向にあるのは明らかでありますので、もっと入札参加者を増やす工夫を検討されてはいかがかでしょうか。あるいは既にされているのであれば、その内容を教えてください。以上でございます。

○道路課

(抽出事案説明書に基づき説明：略)

○小林委員

入札参加者の拡大に向けて関係団体にヒアリングをされたり、実際に共同体での条件付きの入札を認めるという方向に動いているとの説明をいただきましてありがとうございました。ぜひ引き続き関連団体や個々の事業者の方々にも状況をヒアリングし、極力、1者での入札とならないような努力をお願いをしたいと思います。

○小貫委員

マネジメント業務ということで多くが人件費なのではないかと思うんですね。そう考えると正直そんなに落札率というか、そう当初予定していた額と大きな違いが出るというところがあまり想定できないのかなと思うんです。最初に県が積算された金額と、人件費なので材料費とかで下げる幅があまりないんじゃないかと思うんですね。この資料の5ページを見ていただくと、執行状況一覧表で逆に結構低くなっている落札率のところというのはどういうところで例えば72%とか、そういった金額で落札できるような努力をされているのかちょっと教えていただきたいと思うのですが。

○道路課

どのように努力しているかというのは、企業が苦勞されているところですので、我々がどのように努力しているか実際はわからないというのは事実かなと思ってございます。ただ、業務の積算に当たりましては、実は歩掛かりというのはございませぬので、我々の方でこういう工事の中の7つの工事について、例えばこういう事業間調整が必要です、占用物件があります、工事ごとの額はこのぐらいです、ここまで進みますという細かい情報をきちっと伝えた上で、それぞれ三つの段階ごと

に再区分しながら、見積もりをとってございます。そういった意味で、最終的には実績のある5者でもって最終的には最低の価格をもって設計額としてやってございます。入札の業者さんにつきましては、やはり先ほど言ったように地形的地理的条件が大きなファクターと想着いますし、また、国とか他県でもすでにやってると、国等も実は年度始めにもうすでに発注してございます。そういった意味では、もうすでに携われる方々がなかなかいないと、やっぱり現場に常駐しないといけない。給分浜でいいますと、3年9か月間の業務の中に現地に常駐しないといけない。そういったものややっぱり勘案していくといった中で、業者の方がその時期時期で応札されてると。ただ、やはり他で8割弱ぐらいでやっているところもございりますが、そういった意味ではタイミングなり場所とか、そういったもので、業者が応札する時の額というのは変わってくるのではないかなと想着てございます。ただ実際応札されるのは業者ですので、業者がどういった考えであるかというのは我々はわからないというのが実態でございします。

○京谷委員

今の説明をお聞きしてなかなか難しいということはごもっともで、先ほどよりもリアリティーがあるのですが、業務内容、1者応札の理由で必ず説明でいただくのが非常に難しい工事だからとおっしゃるんですが、あるいは技術者が足りないからだろうという推測は確かにごもっともと思ひますが、さっきと同じようにどこかで1回このエビデンスというか、応札いただけなかったところにちょっと理由を聞くとか、技術者が足りないというような情報がありますということがあると、非常に積極的に納得できるのですが、それは難しいでしょうか。

○道路課

先ほどの回答でも御説明を若干させてもらいましたが、受注された業者さんはいろいろな方がいらっしゃいますから、どうしてこういうことになってるのかなというところではお聞きしています。ですから、昨年西日本豪雨で相当数の技術者が向こうに行ってしまうと、やはりなかなかこういうマネジメント業務とか難しい業務をやる業者は一杯いると思うのですが、そういう中で技術者が相当数やはりそちらに行ったというので厳しい状況にあるというのは伺っております。

○小林委員

現場に常駐されるとなると、どうしてもやっぱり現場に近い事業者の落札が多くなるっていう傾向にあるのでしょうか。

○道路課

必ずしもそういうことではないと思ひています。いずれ現場に常駐となりますと、特に牡鹿半島でいきますとやはり例えば石巻市内から通うと。気仙沼であれば、気仙沼市内ということになりますので、そういった意味では今、入札参加資格の県内の本社本店又は営業所を有することで入れてございしますので、必ずしも現場に近い業者が入っているというわけではないです。

○玉山委員長

東日本大震災後という形で始まっている業務になりますけれども、平成30年5月から令和元年6月までの間の入札不調が大体4割弱ということで、入札参加者の拡大に向けていろいろ実施されてきたようなんですけれども、この業務がいつ頃から始まって初めの頃は、不調率がもっと高かったかどうかという事実についてどう

でしょうか。

○道路課

正確ではないですが29年ぐらいからCM業務を始めたと思っています。それまでは発注者支援業務の中で例えば工事監督支援業務は、現場での管理とか報告してもらっているものとか、また積算支援の業務とかを分けて発注してございました。全部丸ごと関係機関調整も含めての支援業務が20件くらいです。やはり年度途中から我々もどうしようもなく、やっぱり令和2年度末まで完成でどうしてもこういう業務が必要だという中で、年度途中で発注しましたので、やはり当初からなかなか応札者がいなかった。これが発注時期が国等と一緒に、例えば年度の前の2月とか3月に入札するとすれば、ある程度手を挙げられる業者が一杯いると思うんですね。そういった意味では、発注時期が遅くなったということもあって当初やはりなかなかの部分でもこういう実態があったのかなと思います。

③千岩田地区排水樋門詳細設計業務委託

抽出事案担当委員の選定理由説明

○高橋委員

今回、ナンバー215の事業を抽出させていただきます。抽出の視点といたしましては、指名競争入札において指名業者数が複数であるにもかかわらず、落札率が100%だったもの。質問事項ですけれども、入札参加者数が11もあるのに、落札率が100%になっている要因として考えられることは何でしょうか。②としまして、設計業務委託で複数業者が入札参加されている中、落札率が100%でありました。このような事例はよくあるのでしょうか。③指名競争入札で最終的に1者に決定する際、価格以外の要因は考慮されているのかどうか。④指名業者の選定方法はどのようになっているのかということを質問いたします。

○気仙沼土木事務所

(抽出事案説明書に基づき説明：略)

○高橋委員

今回調査基準価格を下回る入札で、ちょっとまれなケースだということですがけれども、下回って失格判断基準額3。2ページと3ページに書いておりますけれども算定式に当てはめたとき、失格判断基準額で出た金額というのは幾らになるのですか。

○気仙沼土木事務所

算定式によって出てくる金額が719万8000円です。

○高橋委員

税込みで719万8000円ですか。

○気仙沼土木事務所

税抜きになります。

○高橋委員

調査基準価格と同額ですか。

○気仙沼土木事務所

そうですね。同額になります。

○高橋委員

計算式までちょっと教えていただけますか、単純にならないようなんですけども。

○気仙沼土木事務所

最高と最低を引いたものを、9者で割りまして817万222円になりますが、それに0.9を掛けてさらに千円未満を切捨てたものより調査基準価格が高いので、調査基準価格に置き換えという形になります。

○高橋委員

最高価格者は6者ではないですか。

○気仙沼土木事務所

いや、6者のうち1社だけがはじかれる。6者のうち5者の904万2000円は計算上入ってきます。

○契約課

建設関連業務の数値的判断基準の失格判断基準額3についてですが、これの適用につきましては、5者以上の応札があった場合、全入札者から入札金額の最高金額の1者と、最低金額の1者を除外した入札者の入札金額の平均額、掛ける0.9としております。ただし、この値も上限値としましては調査基準価格というふうに設定しております。ですから最低額又は最高金額が同額の方が数者いらっしゃった場合でも、1者のみを除外して、算出するという方式をとっております。予定価格を調査基準価格を上回った数値が出た場合は、調査基準価格を上限とすることにしております。

○京谷委員

8ページの1番2番は、これは予定価格が公表されていて調査基準価格も推定されているのであれば、もう自爆されてる数字を入れているってことですか。

○契約課

はい。そういうことになります。指名競争入札で10数者を指名するのですが、その中で指名されても辞退して入札しないという方々も数者いらっしゃいます。それ以外に、入札はしていただけるのですが、予定価格を上回る金額で札入れをされるという方が時々いて、入札辞退をすると次に指名してもらえないのではないかとというような考えがあるようでして、入札はするけども予定価格を上回ったときは辞退でも失格でもなくて、ただ単に落札者としらないという扱いになりますので、その辺を踏まえた応札があるものと判断しております。

○高橋委員

その調査基準価格と失格判断基準額との関係ですけれども、この調査基準価格よりも、失格判断基準額の方が上回るというのは、何となくその失格判断基準として

設けている算式としては、不適當なのかなという気もするのですが。

○契約課

失格判断基準額3につきましては、応札者の平均値を使った算定式になっておりますので、我々も含めて開札するまで判断のつかない失格判断基準の値となっております。応札者の相場を見て、調査基準価格を下回って、かつ全応札者の平均値の0.9より低いということであれば、低入札と判断する、失格判断基準として設けているものです。他県の事例等では、こういった平均値を使わないで一律に算定式で行っているところも多くございますが、本県につきましては予定価格を事前公表しているということもありまして、算定式と予定価格が全部見えてしまいますと、調査基準価格の算出も一段としやすくなってしまって、今度それを目指した応札になってしまうのではないかとということもありまして、想定しづらい失格判断基準が必要ではないかというので、このような制度を設けております。

○高橋委員

今回たまたまだと思いますけれども、後ろの方に建設工事及び建設関連業務における調査基準価格の改定についてというのがついていたので、こちら見させてもらってましたけれども、調査基準価格とは入札額が適当に行われたか、公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當と認められる時に該当するかどうかを調査するための基準。一方で失格判断基準というのは、採算を度外視して無理な入札をしてないかと言う数字というものからすると、平均値を用いてやるというのは、入札者その時々においてこの基準値が全く違うものになってきてしまうんじゃないかというおそれもある、しかも今回のケースでいくと調査基準価格も、今回若干下回っている程度の話だと思うんですね。逆に言えば失格判断基準額で救われたところがあってもいいという状況とか、今回救われずにぼっさり切られてるというような結果になってましたので、何かこの辺をちょっと検討する余地があるところがあるのかなと思います。

○契約課

委員御指摘のとおり、今回のケースに限って言いますとレアなケースではあります。制度として想定していなかったというような応札のパターンになってしまったところがございます。ただ品質確保の観点でも、何らかの失格判断基準が必要と考えております。今後、建設関連につきましては、指名競争ではなく、一般競争入札の制度の拡大を図っていくという中で、100%の応札と下限の額で応札してくれる業者ですとか、そういった二つに分かれて、100%の業者が多いというケースは、少なくなってくるのではないかと想定しておりますが、一般競争の拡大に合わせて、そういった制度についても検討してまいりたいと思っております。

○小貫委員

確認させていただきたいんですけれども、こちら建設関連業務で、500万円以上1,000万未満の案件ということで、指名競争入札となっている。制度としては、その額で委員会で決定された業務が指名競争入札と書いてあるんですけども、この委員会で決定された業務とはどういう内容になってるのかも一度確認させていただきたいです。

○契約課

先ほど気仙沼土木の資料でもございましたが、指名競争入札を行う場合には各所

属で指名委員会を開催いたしております。その中で発注方法、指名競争入札とするか一般競争入札とするかということについて委員会での了解を得た上で、指名競争という発注方法を選択するという手続きになっております。

○小貫委員

指名競争入札にしたという理由はどういうところになるのでしょうか。

○気仙沼土木事務所

価格で言いますと、500万から1,000万ということで指名委員会の中でどの取り扱いとするかという形になりますけれども、復興期間内の残り少ない時間でやっていかなければならないということで、我々としては指名の方式を選んだところでございます。

○小貫委員

今のお話だと指名をすることによって、業者が手を挙げてくれて結果的にいい入札結果が得られるのではないかと期待されて指名されたというお話かと思うんですけども、結果としてあまりいい結果になっていなくて、普通に一般競争入札にした方が競争原理も働いて、よりよい入札結果になったかと思うんですけど、その辺はどのような考えですか。

○気仙沼土木事務所

結果100%という形になってしまいましたので、正直これは我々も想定していなかった結果でございますけれども、期間的にはやっぱり指名の方が早いというのがございまして、選定としてはそちらを選ばせていただいたところですよ。

○玉山委員長

抽出事案の審議が終わりましたので、委員会としての意見をまとめたいと思います。意見取りまとめのために若干のお時間をいただきます。

審議再開・委員会からの意見まとめ

○玉山委員長

1件目の岩沼西部地区区画整理（その1）工事について申し上げます。担当委員が抽出事案として選定しておりますのは、競争性や公正性に疑義があるということで選定しておりますので、1者入札、落札率ほぼ100%という背景事情の理由につきましても、推測によるのではなく可能な限り関係者へのヒアリングを行うなどして、客観的な事実関係の確認をした上で行っていただきたいと思います。委員会からの要望です。また工事の特殊性が理由であるということに集約いたしますと、同様の問題が今後も繰り返されると思われまますので、その点につきましても継続して検討課題として御対応いただきたいと考えます。また、1者入札という形では宮城県が採用しております総合評価方式が適用される場面が無くなってまいりますので、複数入札が行われるように今後も御対応いただきたいことを要望いたします。

次に、給分浜復興道路工事CM業務委託について申し上げます。技術者不足という構造的な問題に原因があるとするならば、今後も宮城県がこのような問題に対して継続的に環境整備を図っていただくことが必要であると考えます。このことが適切な競争が行われることに繋がっていくということでこのような要望を行いたいと

思います。

続きましては、千岩田地区海岸排水樋門詳細設計業務委託について申し上げます。本件は明らかに調査基準価格を下回る金額の複数の入札がある一方で、予定価格どおりの複数の入札があるという事案ですが、このような事案で現行の失格判断基準額をそのまま用いることが適切な競争性の確保を阻害するおそれがあると思われるところです。失格判断基準額の在り方について、本件の結果を踏まえた上で、検討を継続して行うということを要望いたします。また、本件において指名競争入札を採用した理由について必ずしも志向できるものではないと委員会は考えており、今後一般競争入札へ拡大するという方針に則って業務を行っていただきたいと要望する次第です。以上です。

○契約課長

ありがとうございました。次回の委員会から抽出事案の説明につきましては只今頂いた御意見を踏まえまして対応していきたいと思っております。制度につきましても御意見をいただきましたので、引き続き庁内の入札制度を検討する場で検討してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

(4) 建設工事等に係る入札・契約制度の改善について

資料に基づき事務局から説明（略）

○小貫委員

資料3の1ですけれども、6ページですね。建設関連の調査基準価格の改定についてということで、現在測量地質だけが改正になっているのですが、その他の関連業務に関してはどのようなになっていますか。

○契約課

国土交通省からの改正で上がったのは、測量業務と地質業務の2つでございました。具体的、詳細なバックデータについては、私どもの方で全て把握しているわけではありませんが、2つの業務については、建設関連業務の中で他の業務に比べて落札率が低い傾向にあるということを踏まえて、以前、国土交通省で見直しを検討したものと推察しております。

(5) 建設工事等の入札執行状況について

資料に基づき事務局から説明（略）

○小貫委員

今年度の発注の最終的な見通しについて見えているものがあれば教えていただきたいです。

○契約課

申し訳ございません。後ほど提供させていただきます。

○玉山委員長

資料4で落札率の推移ということで折れ線グラフがありまして、建設工事につきましては圏域別の落札率の推移というのがありまして、建設関連業務の方では、業

種別ごとのみになります。県北の方で建設関連業務について談合事件などもありましたので、建設関連業務につきましても業種別だけでなく、その圏域別でも何か特徴的なことがないかにつきましても県でも御留意いただければということで要望したいと思います。

○小貫委員

前回の委員会で抽出案件で設計のプロポーザルのいろいろな見直しということをお願いしていたかと思しますので、次回それについてもその後、どのような検討がされたのかというところを御報告いただければと思います。